

多重スライド(横引き)式自動ドアの安全基準

jadsa 010-2010



2010年4月1日 制定

全国自動ドア産業振興会

目次

1. 総則
 - 1.1 目的および性格
 - 1.2 適用範囲
 - 1.3 安全性の定義
 - 1.4 用語の定義
 - 1.5 適用開始日
2. 建築設計者と元請業者との協議
 - 2.1 多重スライド式自動ドアの設置計画
 - 2.2 多重スライド式自動ドア設置場所周辺への安全対策
 - 2.3 非常時の安全対策
 - 2.4 建具の安全対策
3. 多重スライド式自動ドアの安全対策
 - 3.1 設計・開発の原則
 - 3.2 安全条件
 - 3.3 出荷検査
4. 多重スライド式自動ドアの販売
 - 4.1 販売者からの情報提供
5. 多重スライド式自動ドアへのぶつかりおよび挟まれ防止対策
 - 5.1 多重スライド式自動ドア装置の動作
 - 5.2 補助センサ
 - 5.3 多重スライド式自動ドアの起動センサ
6. 多重スライド式自動ドアの施工
 - 6.1 多重スライド式自動ドアの施工基準
 - 6.2 多重スライド式自動ドアの施工者の資格
7. 多重スライド式自動ドアの施工完了の確認
 - 7.1 注意・警告表示シールの貼り付け確認
 - 7.2 総合運転確認
8. 多重スライド式自動ドアの引渡し
 - 8.1 多重スライド式自動ドア引渡し時の説明
 - 8.2 メンテナンスファイルの提供
9. 多重スライド式自動ドアの管理維持
 - 9.1 多重スライド式自動ドアの管理者の責任
 - 9.2 多重スライド式自動ドアの機能・設定変更時の注意
 - 9.3 定期点検の重要性
 - 9.4 保守契約ガイドラインへの準拠
 - 9.5 保守契約に当たりの留意事項
 - 9.6 迅速な是正処置
 - 9.7 故障時の修理依頼に当たりの留意事項
 - 9.8 警告表示シールの貼り付け

10. 多重スライド式自動ドアの問題・不具合発生時の対応

10.1 依頼先業者の把握

10.2 保証書、取扱説明書の保管

10.3 故障発生状況の正確な伝達

11. 多重スライド式自動ドアによる負傷事故や安全上の重大な故障等への対応

11.1 負傷者の安全確保と二次的事故の防止

11.2 依頼先業者の把握

11.3 保証書の保管

11.4 故障発生状況の正確な伝達

11.5 事故状況の記録、保管

11.6 警察署への届出

・自動ドア用語の解説（添付）

関連基準・規定

jadsa	001-2003	自動ドア品質基準	2003年5月30日
jadsa	002-2003	自動ドア安全基準	2003年5月30日(廃止)
jadsa	003-2003	設計・開発管理規定	2003年5月30日
jadsa	004-2003	自動ドア販売基準	2003年5月30日
jadsa	005-2003	自動ドア施工基準書	2003年5月30日
jadsa	006-2003	自動ドアメンテナンス基準	2003年5月30日
jadsa	007-2003	保守契約ガイドライン	2003年5月30日
jadsa	008-2010	スライド(横引き)式自動ドアの安全基準	2010年4月1日

建築基準法

消防法

JIS A 1551

自動ドア開閉装置の試験方法

1. 総則

1.1 目的及び性格

「多重スライド(横引き)式自動ドアの安全基準」は、スライド(横引き)式自動ドアの広範な普及を遂げてきたが、それによってより一層の安全性の確保が求められている状況に鑑み、その一部を担っているダブルスライド(二重引き戸)やトリプルスライド(三重引き戸)など(以下これらを総称して「多重スライド式自動ドア」という)の設置場所及び使用場所に関係する全ての個人及び団体が遵守すべき基準を安全基準として定めた。

1.2 適用範囲

- 1.2.1 この基準は、建物の出入口用及び建物内の間仕切り用に設置される多重スライド式自動ドアに適用する。
- 1.2.2 多重スライド式自動ドア装置によって駆動されるドアの総重量が、片引きで 150kg 未満、引分けで 300kg 未満の多重スライド式自動ドアを適用範囲とする。
- 1.2.3 スイング式自動ドア(開き戸・折り戸)、円形・湾曲形スライド式自動ドア、回転式自動ドア及び自動門扉などは、適用範囲外とする。
- 1.2.4 車輛などが出入する出入口、生産工場設備の出入口などに使用される産業用自動ドア及びその他の特殊な自動ドアは、適用範囲外とする。
- 1.2.5 多重スライド式手動ドア(多重スライド式自動ドアを手動ドアとして使用する場合を含む)及び多重スライド式半自動ドア(手動で開放し自動で閉鎖するもの)(多重スライド式自動ドアを半自動ドアとして使用する場合を含む)は、適用範囲外とする。
- 1.2.6 この基準は、多重スライド式自動ドアの設置及び使用に関係する全ての個人及び団体、すなわち発注者、建築設計者、元請業者、下請業者、多重スライド式自動ドア装置の製造業者、施工業者、販売業者、保守業者及び管理者などを対象とする。

1.3 安全性の定義

- 1.3.1 この基準によって達成しようとする安全性とは、多重スライド式自動ドアにおいて全ての歩行者の死亡事故ゼロを維持することはもとより、過去の経験則に基づく、ドアにぶつかる、ドアに挟まれる、手を引き込まれるなどに起因する負傷事故をゼロにすることを目標として、その発生を未然に防止するとともに、たとえ負傷事故が発生した場合であっても、その負傷の程度を可能な限り軽微なものにすることである。
- 1.3.2 前項の安全性を実現する主体は、多重スライド式自動ドアの設置及び使用に関係する全ての個人及び団体、すなわち発注者、建築設計者、元請業者、下請業者、多重スライド式自動ドア装置の製造業者、施工業者、販売業者、保守業者及び管理者などである。前項の安全性を実現するために、全ての関係者は協力して歩行者にも注意を喚起しなければならない。
- 1.3.3 多重スライド式自動ドア装置の製造業者は、当該装置の特性を踏まえた利用上の注意事項について、前項に規定する他の関係者に周知徹底するとともに、他の関係者は自己の立場と責任を認識して、これを遵守する。

1.4 用語の定義

- 1.4.1 この基準で用いる用語の定義を末尾に用語集として掲げる。

1.5 適用開始日

この基準は、2010年4月1日に制定し、2010年6月1日以降に新規に設置される多重スライド(横引き)式自動ドアに適用する。

2. 建築設計者と元請業者との協議

2.1 多重スライド式自動ドアの設置計画

多重スライド式自動ドアを設置する建物の計画を行う建築設計者と元請業者は、下請業者、多重スライド式自動ドア装置の製造業者、施工業者、販売業者、管理者などの自動ドア関係者から十分な説明を受け、この基準を適切に運用して事故防止対策が十分講じられるよう協議するとともに、発注者に対し、歩行者の安全確保を最優先とし、特に障害者・高齢者・子供なども安心して利用できる多重スライド式自動ドアとなるように使用場所・周囲の様子を考慮して適切な多重スライド式自動ドアの設置計画を説明しなければならない。

2.2 多重スライド式自動ドア設置場所周辺への安全対策

2.2.1 多重スライド式自動ドア設置場所周辺への計画

多重スライド式自動ドア設置場所の周辺は、歩行者が安全に通行できるように、出入口での進入・退出がスムーズに行えるように十分なスペースを確保すること。

2.2.2 出入口フロア対策

多重スライド式自動ドア出入口の床は、障害者・高齢者・子供などの安全な通行を考慮して、段差や障害物を設けないようにし、さらに雨などによって滑らないような対策をすること。

2.2.3 視認性の確保

多重スライド式自動ドアの出入口は、多重スライド式自動ドアに表示されている注意・警告などの表示(2.2.8参照)、及び足元が十分に確認できるように、出入りに支障がない照度を確保すること。

2.2.4 適切な通行動線の確保

歩行者の横や斜めからの進入はドアにぶつかる可能性があるため、通行動線は、出入口のドアと直角に確保するように努めること。歩行者の通行動線上に妨げるものが無い様にする。

2.2.5 手や指の挟まり防止処置

手や指が挟まれるのを防止するため、ドア全開時にドアの縦框と縦框、縦框と中間方立、戸尻と縦枠のそれぞれ間に 30mm 以上の隙間を設けること。

2.2.6 出入口の有効開口幅

車椅子が通行する施設においては、出入口の有効開口幅を 900mm 以上とし、それ以外の場合は有効開口幅においても 850mm 以上確保するように努めること。

2.2.7 戸袋側の処置

多重スライド式自動ドアが開いた時、戸袋側にいる人にドアがぶつかることを防止する防護柵や斜め方向からの進入を防止する防護柵は、その設置により更なる危険が生ずるので、設置しないこと。

戸袋側にいる人にドアがぶつかることを防止するためには注意喚起シールを貼ること。また、戸袋側にセンサ(戸袋センサ)を設置して音や音声、光などで戸袋側のドア可動域に人が入り込まないように注意を喚起したり、ドアの動作を制御したりして、できるだけ危険を防止することが望ましい。

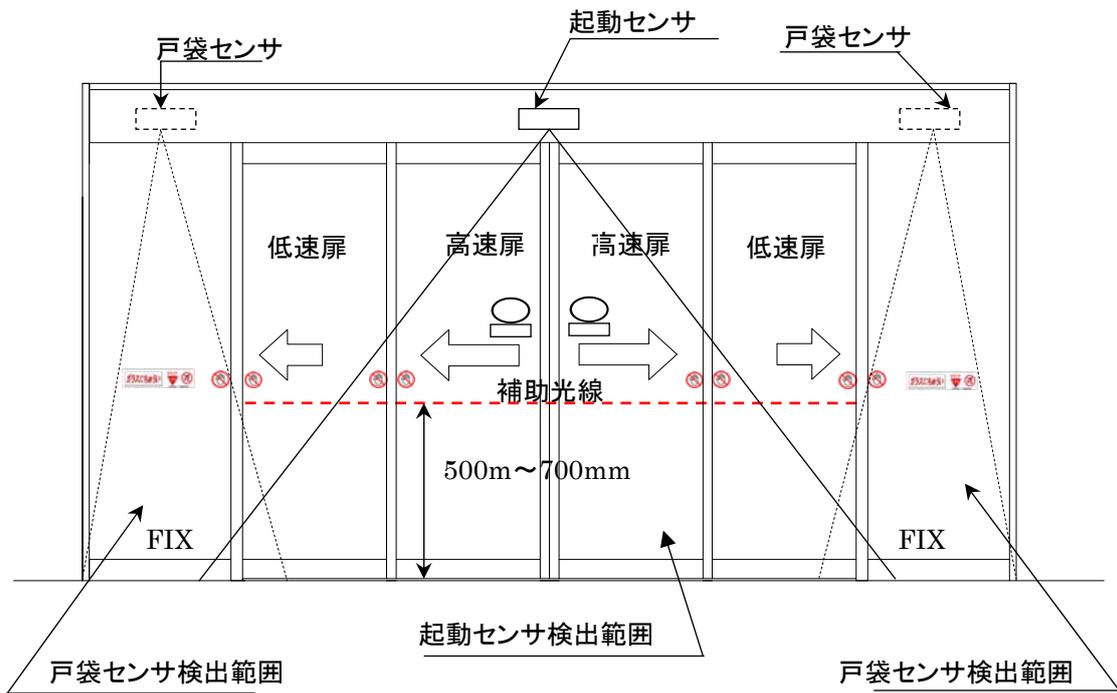
2.2.8 注意・警告表示の貼り付け

ドアには、出入り口が分かる様な多重スライド式自動ドアの警告表示シールを貼り、(自動ドア表示ステッカー、注意シール、戸尻も含め)歩行者に多重スライド式自動ドアの存在を明確に示すようにし、ドアがどの方向へ動くのか分かるような表示をすること。

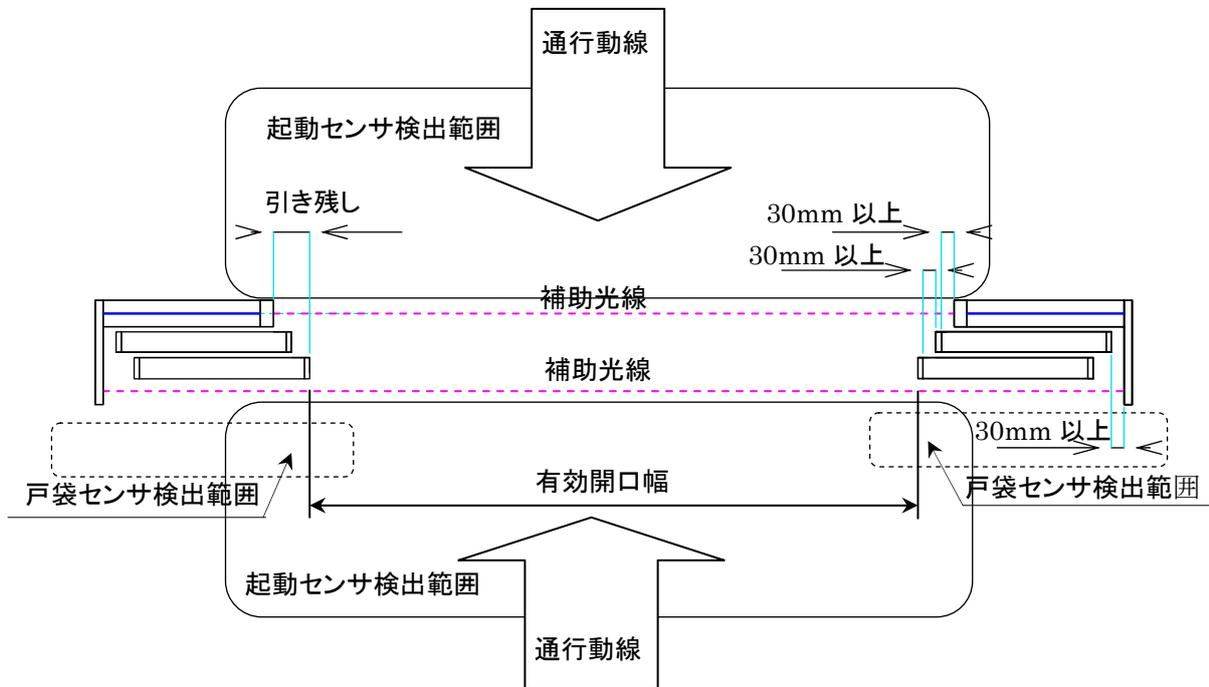
2.2.9 暖簾、のぼり、旗などへの対策

多重スライド式自動ドアの直近に暖簾、のぼり、旗などを設けないことが望ましい。

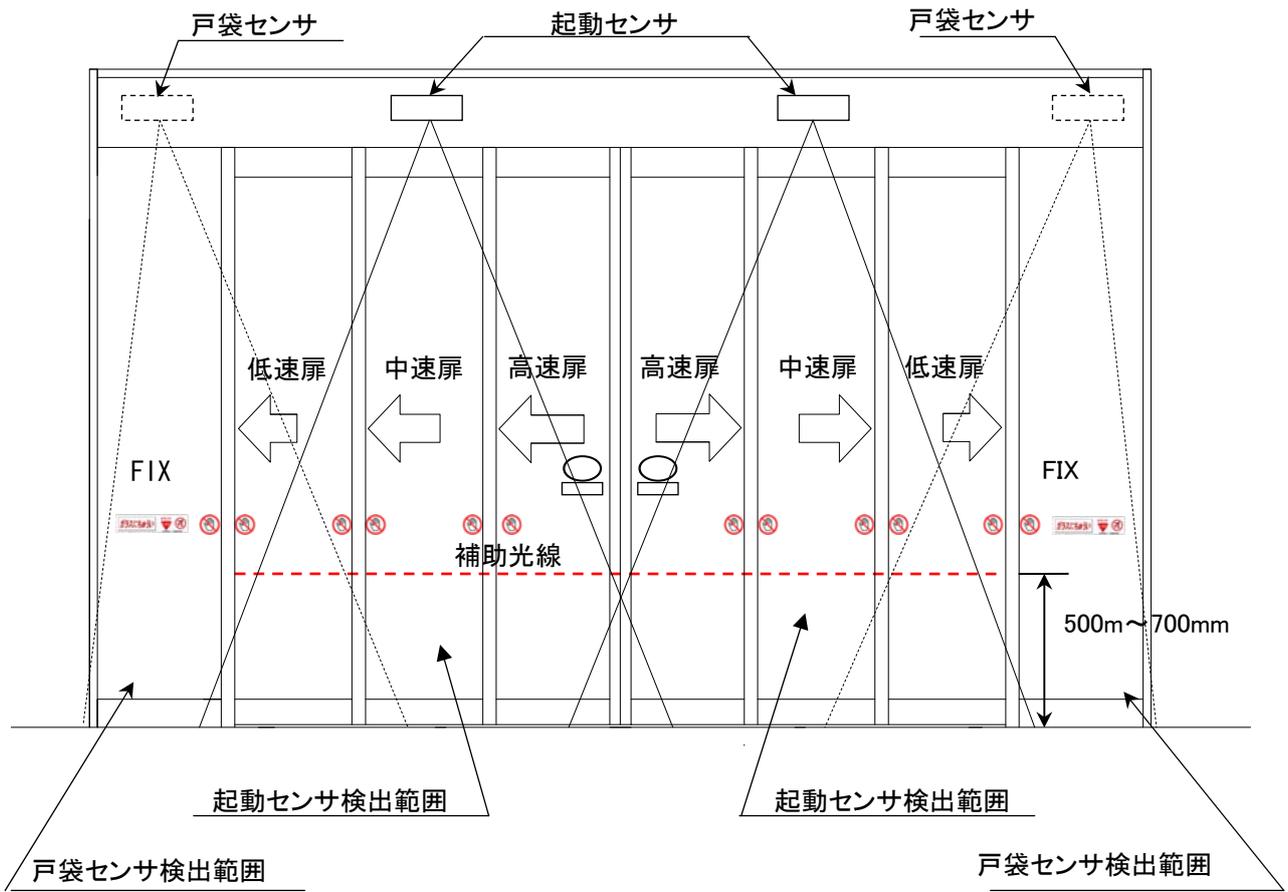
設ける場合には風などで揺れた場合でも多重スライド式自動ドアのセンサ検出範囲にかからないようにすること。



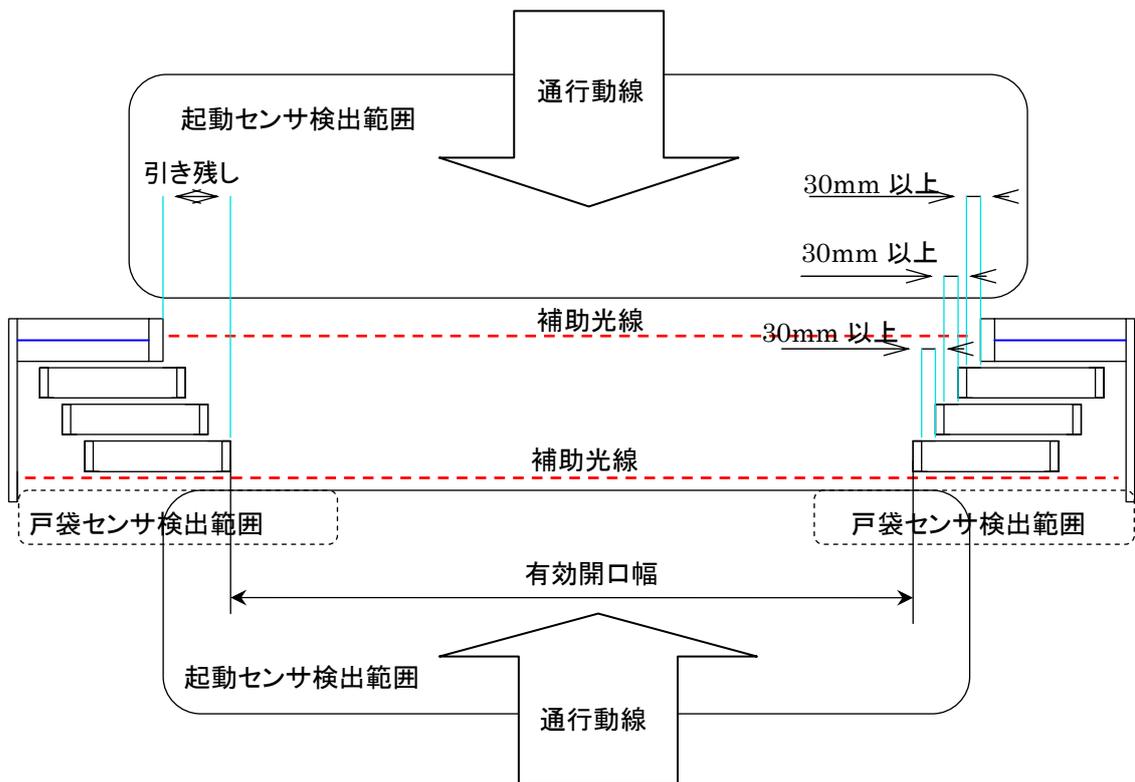
[図1] 多重スライド式自動ドアの設置例(ダブルスライド引分)姿図



[図2] 多重スライド式自動ドアの設置例(ダブルスライド引分)平面図



[図3]多重スライド式自動ドアの設置例(トリプルスライド引分)姿図



[図4] 多重スライド式自動ドアの設置例(トリプルスライド引分)平面図

2.3 非常時の安全対策

- 2.3.1 発注者は建築設計者、元請業者、下請業者、多重スライド式自動ドア製造業者、施工業者、販売業者の説明を聴いて、災害時を想定した安全性の高い多重スライド式自動ドア装置を選定しなければならない。また、建築設計者、元請業者、下請業者、多重スライド式自動ドア装置の製造業者、施工業者、販売業者は災害時を想定した安全性の高い多重スライド式自動ドア装置を発注者に説明しなければならない。
- 2.3.2 危険区域及び防火区画などに多重スライド式自動ドアを設置する場合は、建築基準法並びに消防法に準拠した製品を選定すること。

2.4 建具の安全対策

2.4.1 ガラスの安全対策

1. 多重スライド式自動ドア周辺に使用されるガラスには、破損・損傷しても、使用者に危険を低減させる目的で強化ガラス・合わせガラスなどを使用するように努めること。それ以外のガラスを使用する場合は飛散防止フィルムなどを貼るように努めること。
2. 多重スライド式自動ドア周辺に使用されるガラスには、衝突を防ぐ目的で衝突防止表示を行うように努めること。

2.4.2 ドアの安全対策

1. 歩行者がドアにぶつかった場合、危険性を軽減させるため、極力ドアの軽量化を図ること。
2. ドアの端面は出来るだけ R 面になるようにし、鋭角面を無くすように努めること。ドアの表面は、手や指、衣服などが引っかからないような形状にするように努めること。万が一歩行者とドアがぶつかっても衝撃を低減させるため、戸先・戸尻部に緩衝材をつけるように努めること。

3. 多重スライド自動ドアの安全対策

3.1 設計・開発の原則

- 3.1.1 多重スライド自動ドア装置の設計・開発段階では、安全確保を最優先事項とする。
- 3.1.2 多重スライド自動ドア装置の設計・開発は、安全性の解析、設定、評価、維持を行い、多重スライド式自動ドア装置のどこに危険要素、故障因子があるかを究明し、安全性の確保に努めなければならない。

3.2 安全条件

3.2.1 多重スライド式自動ドアは以下の条件で、正常に動作すること。

- ・ 作動電圧範囲 : 定格電圧の±10パーセント以内
- ・ 使用周囲温度 : -10℃～40℃
- ・ 使用周囲相対湿度 : 75パーセント以下
- ・ 耐電圧 : AC1000V を印加し1分間耐えること
- ・ 絶縁抵抗 : DC500V メガー測定時、10MΩ 以上であること(AC100V 回路に限る)

3.2.2 多重スライド式自動ドアが動作中、万一步行者がドアにぶつかった場合、ドアが脱輪しても容易に倒れない構造であること。

3.2.3 多重スライド式自動ドアの電源スイッチ回路は、両切りスイッチを使用し、ヒューズを設けること。

3.2.4 電源を切った場合及び停電時には、手動で容易に開閉できること。(停電時施錠型は除く)

3.2.5 多重スライド式自動ドア試験方法は、JIS A 1551【自動ドア開閉装置の試験方法】に準拠する。

3.3 出荷検査

3.3.1 多重スライド式自動ドア装置の製造業者は製品が安全に動作することを確認し、出荷すること。

4. 多重スライド式自動ドアの販売

4.1 販売者からの情報提供

製品の販売にあたっては、製品の仕様書に基づき、装置の機能・性能などを関係者に説明して十分に理解していただき、安心して歩行者が通行できることを考慮し、よりその状況に応じた安全性の高い製品を推奨しなければならない。

5. 多重スライド式自動ドアへのぶつかり及び挟まり防止対策

○ 出入口で歩行者が動作するドアにぶつかったり、挟まれたりすることを防止するための対策を行うこと。

5.1 多重スライド式自動ドア装置の動作

5.1.1 開き速度

1. 多重スライド式自動ドアの開き速度は、500mm/sec 以下に設定すること。
2. 障害者・高齢者・子供連れなどが多く利用する場においては、開き速度を 400mm/sec 以下に設定すること。
3. ドアの重量が 75kg 以上の場合は、速度による衝撃を考慮して開き速度を決めること。下記の[設定速度数値表]の設定速度に設定すること。

5.1.2 閉じ速度

1. 多重スライド式自動ドアの閉じ速度は、350mm/sec 以下に設定すること。
2. 障害者・高齢者・子供連れなどが多く利用する場所においては、閉じ速度を 250mm/sec 以下に設定すること。
3. ドアの重量に応じてドア 1 枚当たり 40kg 以上の場合は、速度による衝撃を考慮して開き速度を決めること。下記の[設定速度数値表]の設定速度に設定すること。

J<10 となるように設定すること。

* 10J 以上の衝撃は人に重大な負傷を与える可能性がある数値とされている。

ダブルスライドの場合 $J=1/2mv^2+1/2m(1/2v)^2$

重量 (kg)	速度 (mm/sec 以下)	衝撃 (J)	推奨開き速度 (mm/sec)	衝撃 (J)	推奨閉じ速度 (mm/sec)	衝撃 (J)
40	500	6.3	500	6.3	300	2.3
50	500	7.8	500	7.8	300	2.8
60	500	9.4	450	7.6	250	2.3
70	470	9.7	420	7.6	250	2.7
75	460	9.9	400	7.5	250	2.9

トリプルスライドの場合 $J=1/2mv^2+1/2m(2/3v)^2+1/2m(1/3v)^2$

重量 (kg)	速度 (mm/sec 以下)	衝撃 (J)	推奨開き速度 (mm/sec)	衝撃 (J)	推奨閉じ速度 (mm/sec)	衝撃 (J)
40	500	7.8	500	7.8	300	2.8
50	500	9.7	450	7.9	250	2.4
60	450	9.4	400	7.5	250	2.9
70	420	9.6	380	7.9	250	3.4

[設定速度数値表]

5.1.3 開放保持時間

1. 開放保持時間は、通常 2 秒以上に設定し、障害者・高齢者・子供連れなどが多く利用する場合においては、通行及び通行速度に応じた開放保持時間を設定すること。

5.1.4 手や指の挟まり防止

1. ドアの全開時に縦框と中間方立の間に 30mm 以上の隙間を設けること。
2. ドアの全開時に戸尻と縦枠又は壁との間に 30mm 以上の隙間を設けること。
3. ドアの全開時にタッチスイッチと隣接するドア戸先の間に 30mm 以上の隙間を設けること。
4. ドアの全開時に縦框と縦框の間に 30mm 以上の隙間を設けること。

5.1.5 ドアへのぶつかり及び引き込まれ防止

1. ドアに衣服などが引き込まれないようにするため、ドアの形状は突起物(格子など)がないように努めること。
2. ドアには、出入り口が分かるような表示や、ドアがどの方向へ動くのか分かるような表示をすること。

5.2 補助センサ

5.2.1 補助センサの設置

1. 動作中のドアに歩行者がぶつかったり挟まれたりするのを防止するため、人や物を検出して動作中のドアを停止又は反転開放させる補助センサを設けること。
2. 現場の状況により補助センサの設置ができない場合は、多重スライド式自動ドアの閉じ速度を 250mm/sec 以下に設定すること。

5.2.2 補助センサの種類

1. 補助光線センサ

多重スライド式自動ドア出入口の走行部の直近に水平設置し、水平光軸間にある人、物を検出して動作中のドアを開放する。

2. 起動センサと一体型の存在検出センサ

多重スライド式自動ドアの起動センサと一体になっており、センサ検出範囲内の人、物を検出して動作中のドアを開放する。

3. ドアウェイ検出型センサ

ドアが開放している時だけ機能させ、ドア走行部を監視して人や物を検出するセンサ。

5.2.3 補助光線センサの設置位置

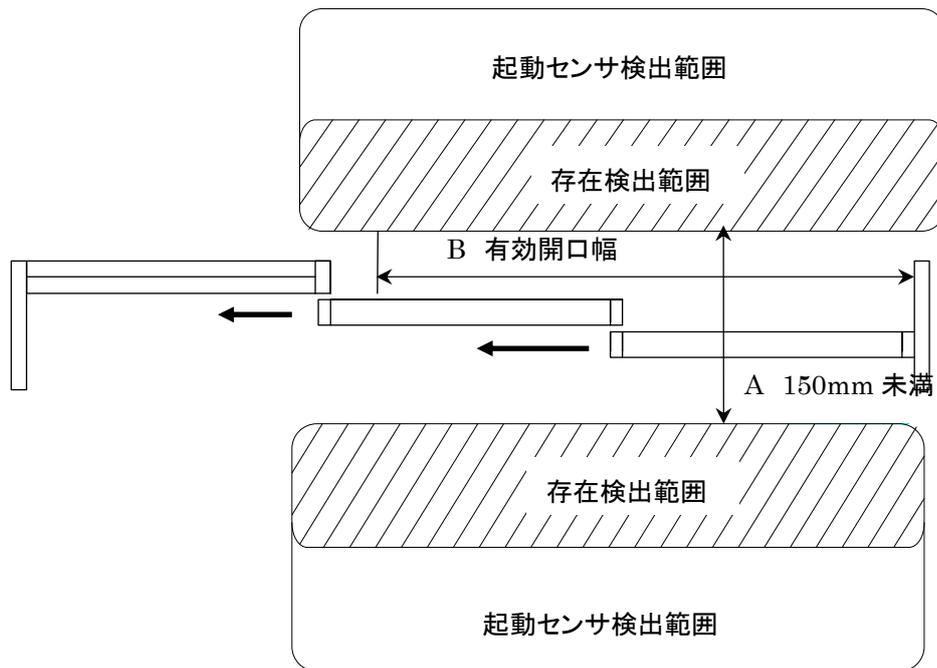
1. 補助光線センサを1光線のみ設置する場合は、床から 500mm～700mm の範囲の高さで、ドア面に極力近い位に設置すること。(上記範囲外に設置する場合は 2 光線目とすること)
2. 補助光線センサを設置する場合、障害者・高齢者・子供連れなどが多く利用する場所においては、高さの異なる複数の光線を設けるように努めること。
3. 補助光線センサが取付けられない場所や、内外補助光線光軸間の距離が 150mm を超えるような場所では、閉鎖速度を 250mm/sec 以下にすること。または補助センサ(ドアウェイ検出型センサ)を設置することが望ましい。

5.2.4 補助センサの検出範囲

1. 補助センサは、[図5～図8]に示すように①・②・③のいずれかの検出範囲を確保すること。
2. 検出範囲が、現場の状況により確保できない場合は、多重スライド式自動ドアの閉じ速度を 250mm/sec 以下に設定すること。

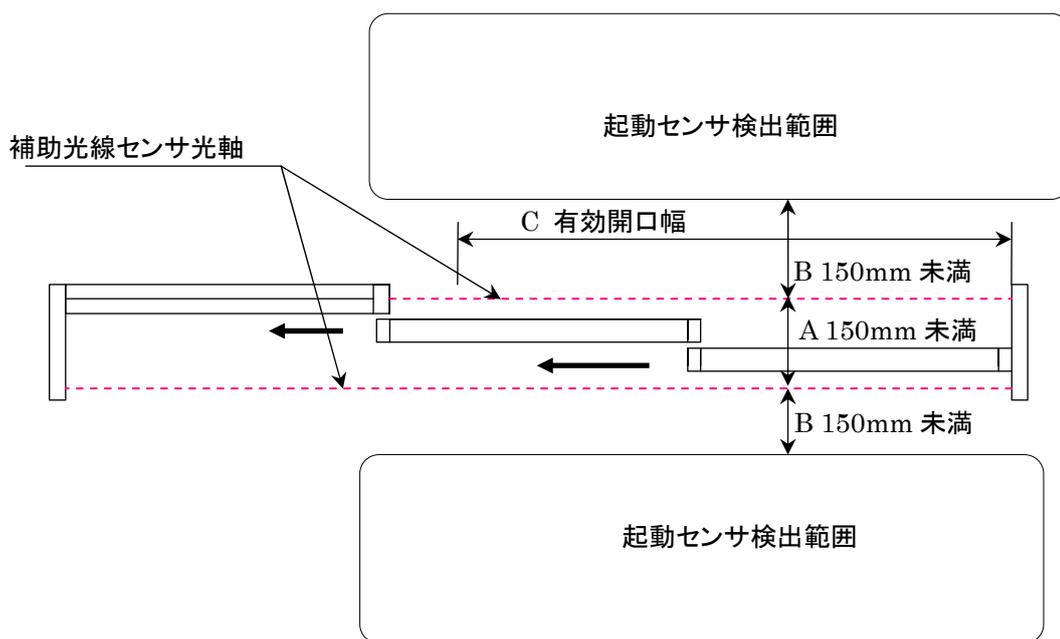
① 多重スライド式自動ドア起動センサ内外の検出範囲との間を(A)とし、(A)の奥行きは 150mm 未満とな

るように努めること。検出範囲の横幅については、(B)の有効開口幅を確保すること。



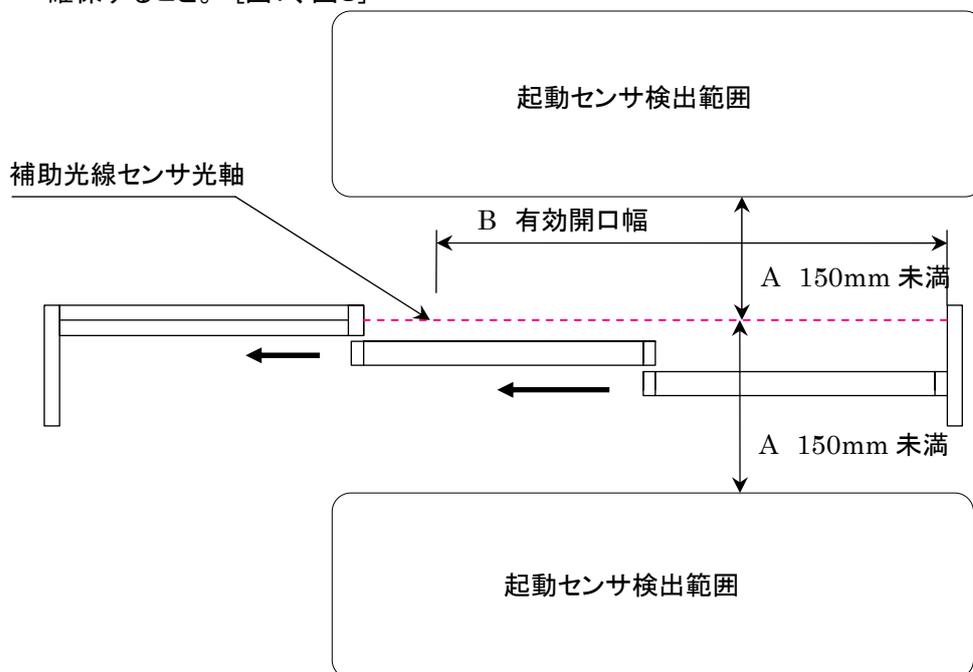
[図5]補助センサの検出範囲

- ② 補助光線センサを床から 500mm~700mm の範囲の高さで、内外に 1 光線を設け、内外の補助光線センサの光軸間(A)を 150mm 未満となるように努めること。また、内外の光線軸と内外の起動センサ検出範囲との間(B)も 150mm 未満となるように努めること。なお、検出範囲の横幅は、有効開口幅(C)間を確保すること。

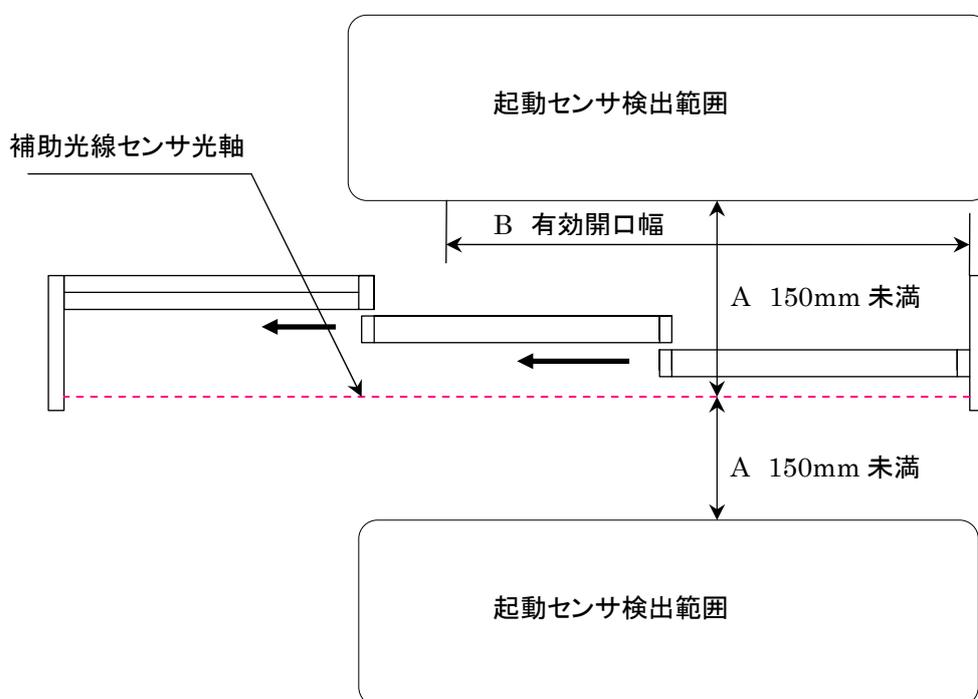


[図6]補助光線センサと補助センサの検出範囲

- ③ 補助光線センサを床から 500mm~700mm の範囲の高さで、1 光線設け、内外の起動センサ検出範囲と光軸との間(A)を 150mm 未満となるように努めること。また検出範囲の横幅は、有効開口幅(B)間を確保すること。[図7、図8]



[図7] 補助光線センサと補助センサの検出範囲



[図8] 補助光線センサと補助センサの検出範囲

5.3 多重スライド式自動ドアの起動センサ

5.3.1 起動センサの種類

多重スライド式自動ドアに接近してくる人・物を検出するためのセンサは、熱線スイッチ・光線スイッチ・超音波スイッチ・タッチ併用センサなどがある。

5.3.2 起動センサの検出方式

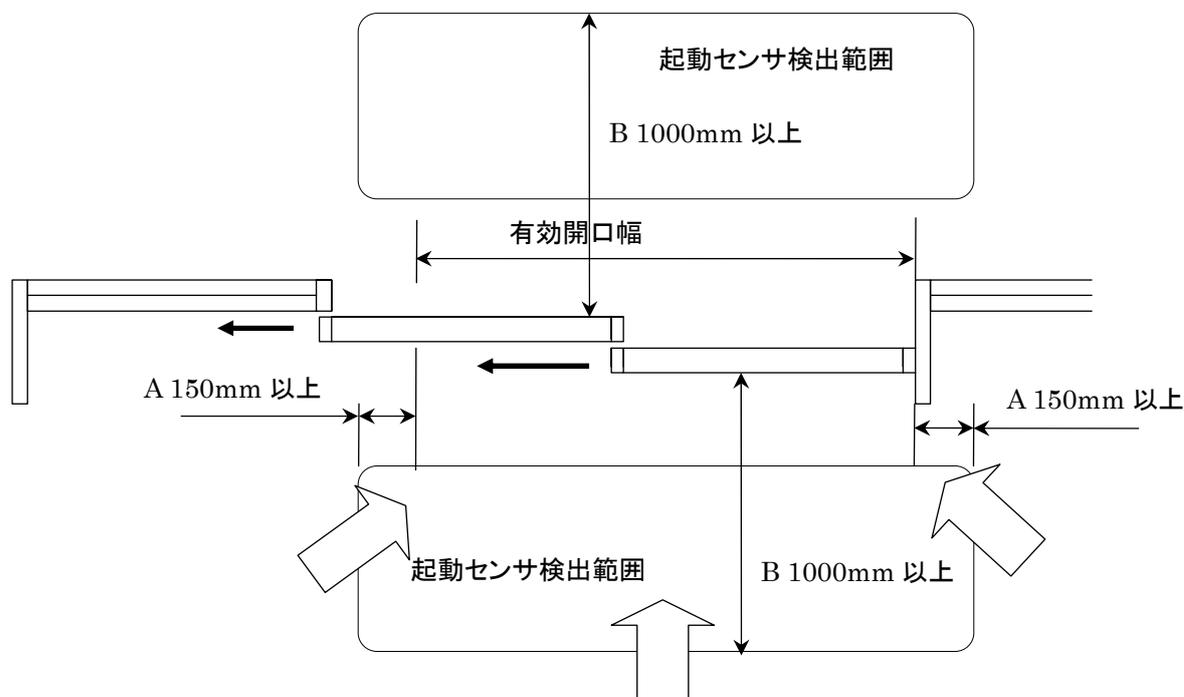
1. 動体検出方式か静止体検出方式のいずれかとする。
2. 静止体検出方式は検出時間が無限・有限の双方があるが、双方を該当とする。
3. タッチスイッチ併用センサは、自動検出方式を用いて、ドアの開き動作開始からドアの閉じ終わりまでの間は、検出が有効なこととする。また検出範囲は(5.3.3)を確保すること。

5.3.3 起動センサの検出範囲

1. 起動センサの検出範囲は下記の①・②・③・④・⑤のいずれかの範囲内で検出を確保すること。
2. 補助センサと起動センサの距離

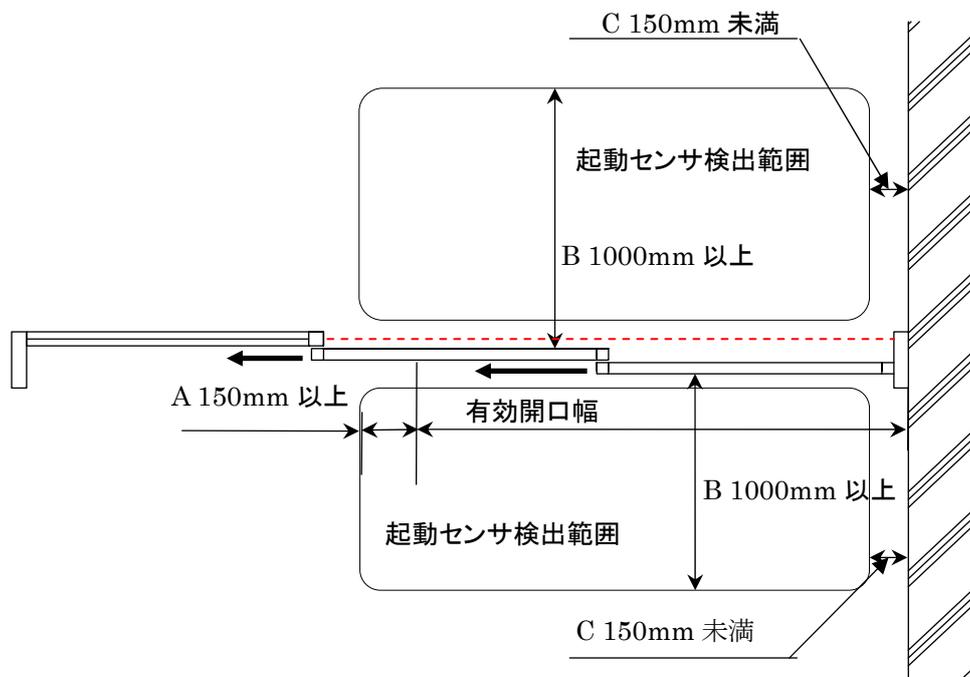
下記の①～⑤の起動センサの検出範囲が確保できない場合は、タッチスイッチを起動スイッチとして使用する。または閉じ速度を 250mm/sec 以下に設定すること。但し、進行方向(奥行き)の起動センサ検出範囲は、500mm 以上の確保をすることと、横幅方向の起動センサ検出範囲は、有効開口幅以上を確保すること。

- ① 多重スライド式片引き自動ドアで、通行動線がドア正面に対し、横斜め両側からの進入が想定される場合は、有効開口幅より、150mm 以上(A)の検出範囲を左右確保し、ドア正面に対しての奥行きは、センサ設置側のドア面より 1000mm 以上(B)の検出範囲を出入口の内外で確保すること。[図9参照]



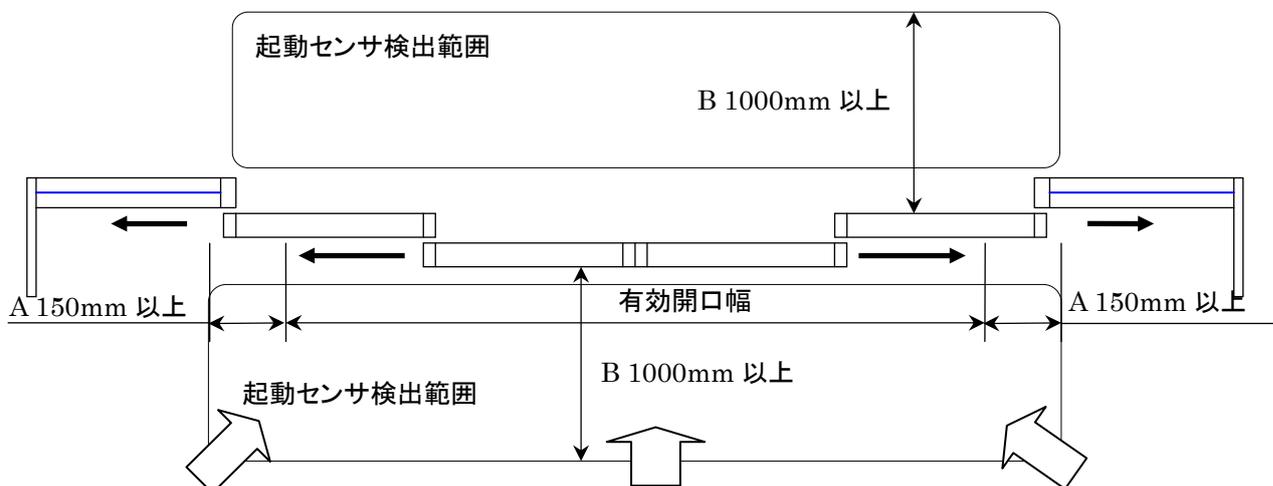
[図9]起動センサの検出範囲

- ② 多重スライド式片引き自動ドアで、通行動線がドア正面に対して、横斜めからの進入が想定される場合で戸先側に壁などが、多重スライド式片引き自動ドアと垂直に面していて、横斜めからの進入が想定されない場合、有効開口幅の不検出地帯(戸先側)は、(C)の幅を150mm未満とすること。但し、斜めから進入が想定される戸袋側の検出範囲は有効開口幅より150mm以上を確保し、ドア面に対しての奥行き(B)の幅は、1000mm以上の検出範囲を内外で確保すること。[図10参照]



[図10]起動センサの検出範囲

- ③ 多重スライド式引分け自動ドアで、通行動線がドア正面に対し、横斜めの両側から進入が想定される場合、有効開口幅より150mm以上(A)の検出範囲を左右確保し、ドア正面に対しての奥行きは、センサ設置側のドア面より1000mm以上(B)の検出範囲を出入口の内外で確保すること。[図11参照]



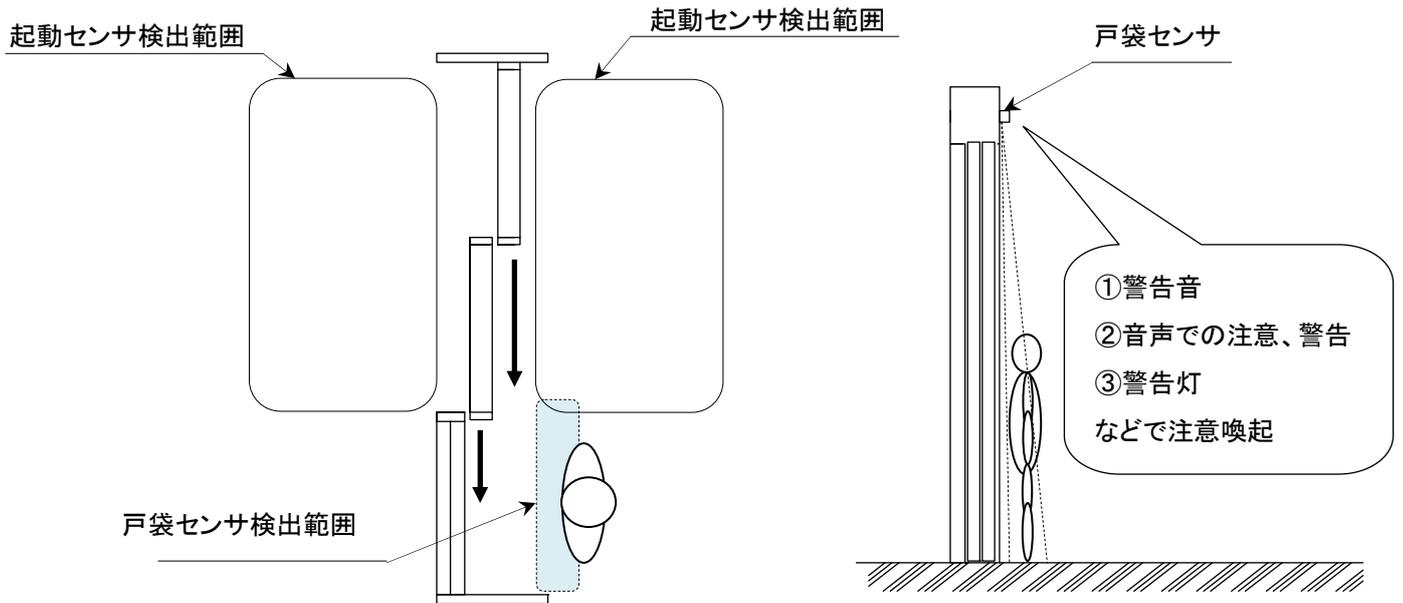
[図11]起動センサの検出範囲

5.3.4 戸袋側の安全対策(戸袋センサ)

多重スライド式自動ドアはドアの可動域が広く、可動域への進入はドアとの接触の危険が高いため、下記の①②の方法やこれらを組み合わせて、戸袋側での危険を回避すること。

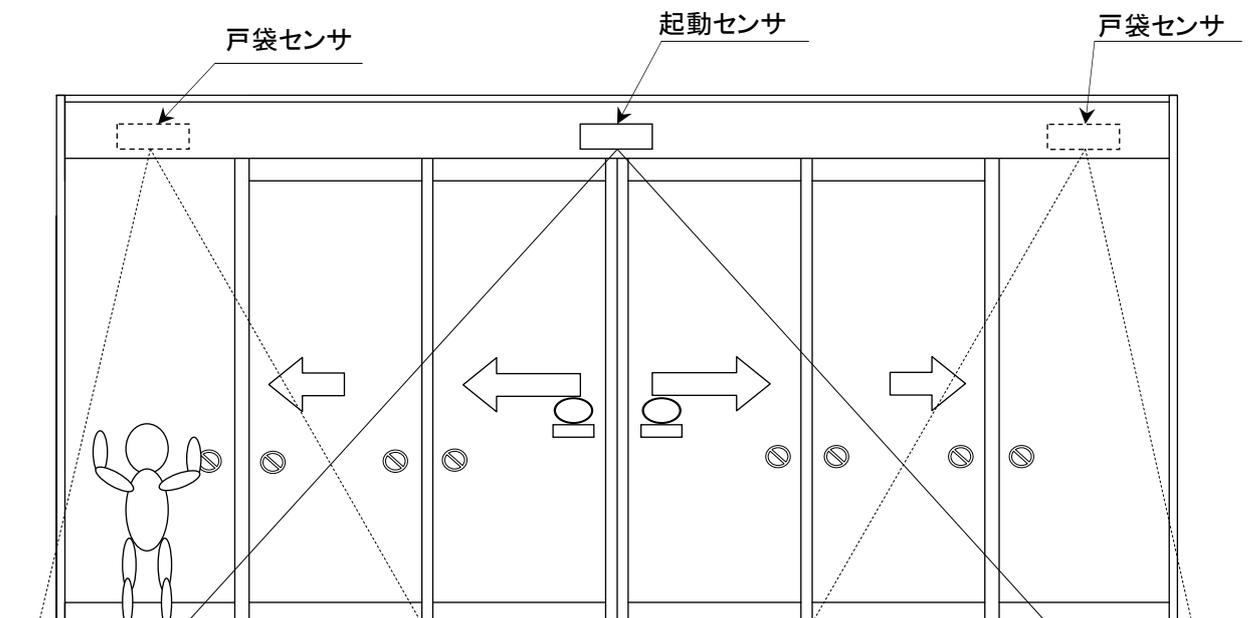
- ① 戸袋側上部にセンサ(戸袋センサ)を設置して戸袋側を監視し、監視区域内に入った人や物を検出した場合、音や音声アナウンス、光などで注意、警告して監視区域内からの退出を促すこと。

[図12参照]



[図12]戸袋側の安全対策(平面図、断面図)

- ② 戸袋上部にセンサ(戸袋センサ)を設置して戸袋側を監視し、監視区域内に入った人や物を検出した場合、多重スライド式自動ドアの制御機と連動してドアの動きを制御し、ドアを停止または徐行させて危険を回避すること。 [図13参照]



[図13]戸袋側の安全対策(姿図)

6. 多重スライド式自動ドアの施工

多重スライド式自動ドアの施工基準

多重スライド式自動ドアの施工は、この基準及び自動ドア施工基準(当振興会の jadsa005-2003【自動ドア施工基準書】)を遵守して行わなければならない。

多重スライド式自動ドアの施工者の資格

多重スライド式自動ドアの施工は、自動ドア施工技能士(厚生労働省認定)、自動ドア保守・メンテナンス管理者(当振興会認定の資格取得者)、もしくはそれらに指導を受けた者が行うように努めること。

7. 多重スライド式自動ドアの施工完了の確認

注意・警告表示シールの貼り付け確認

多重スライド式自動ドアの注意シール・警告表示シールの貼り付けを確認すること。尚、多重スライド式自動ドアの注意シール・警告表示シールは、ドアの戸先側に貼り、高さは床面より 1200mm 前後に貼るように努めること。(2.2.8 参照)

※ 挟まれ防止用の注意シールは、多重スライド式自動ドア表示ステッカーの真上に貼るように努めること。

※ 指挟まれ防止用の注意シールは多重スライド式自動ドア表示ステッカーのドアの戸尻側と戸袋の中間方立て付近に貼り、高さは床面より 700mm~1000mm の間に貼るように努めること。

総合運転確認

総合運転確認として、開閉動作を 15 回以上、反転動作を 10 回以上行い、正常に動作することを確認すること。

8. 多重スライド式自動ドアの引渡し

多重スライド式自動ドア引渡し時の説明

多重スライド式自動ドアの引渡し時には、多重スライド式自動ドアの設定値を明確に記入した報告書及び保証書、取扱説明書などを渡して、施主、建物管理責任者などの関係主体立会いのもとに、多重スライド式自動ドアの動作を説明し、十分な理解を得なければならない。

保証書、取扱説明書の提供

保証書、取扱説明書などを建物管理者等の関係主体に提供し、全ての関係者は協力して歩行者に対しても安全通行に関する注意を喚起すること。

9. 多重スライド式自動ドアの維持管理

多重スライド式自動ドアの管理者の責任

管理者は多重スライド式自動ドアの機能を良好な状態で維持することに努めなければならない。

多重スライド式自動ドアの機能・設定変更時の注意

多重スライド式自動ドアの機能・設定変更などを行う場合、歩行者の安全を第一として設定しなければならないので、当該製品の製造者または、その製品に精通している多重スライド式自動ドア施工技能士(厚生労働省認定)、自動ドア保守・メンテナンス管理者(当振興会認定)の資格取得者、もしくはそれらに指導を受けた者が行うこと。

定期点検の重要性

管理者は多重スライド式自動ドア装置の維持管理のために保証期間内であっても、自動ドア施工技能士(厚生労働省認定)、自動ドア保守・メンテナンス管理者(当振興会認定)の資格取得者、もしくはそれらに指導を受けた者による定期点検(年 2 回以上)を行うように努めること。

保守契約ガイドラインへの準拠

多重スライド式自動ドア装置の点検は保守契約ガイドライン(当振興会の jadsa007-2003【保守契約ガイドライン】)に基づき適正に行うこと。

保守契約に当たりの留意事項

多重スライド式自動ドアの管理者は多重スライド式自動ドア装置の定期点検を行うために、自動ドア施工技能士(厚生労働省認定)、自動ドア保守・メンテナンス管理者(当振興会認定)の資格取得者、もしくはそれらに指導を受けた者が所属する保守業者と保守契約を結ぶように努めること。

迅速な是正処置

管理者は多重スライド式自動ドア装置の点検の結果、この基準上問題が見つかった場合は安全確保に努め、かつ速やかに是正処置を保守業者に依頼すること。

故障時の修理依頼に当たりの留意事項

管理者は多重スライド式自動ドア装置の使用時に、この基準上問題が発生した場合は速やかに歩行者の安全確保に努め、速やかに自動ドア施工技能士(厚生労働省認定)、自動ドア保守・メンテナンス管理者(当振興会認定)が所属する保守業者に修理の依頼を行うこと。

警告表示シールの貼り付け

多重スライド式自動ドアに対して「駆け込まない・立ち止らない」、「自動ドアが開きます」などの警告表示シールを貼り付けること。

10. 多重スライド式自動ドアの問題・不具合発生時の対応

依頼先業者の把握

多重スライド式自動ドアの管理者は当該多重スライド式自動ドアの製造業者、施工業者、販売業者などの連絡先を正確に把握しておくこと。

保証書、取扱説明書の保管

多重スライド式自動ドアの管理者は施工業者などからの保証書、取扱説明書などをいつでも分る場所に保管しておくこと。

故障発生状況の正確な伝達

多重スライド式自動ドアの管理者は故障が発生した場合、故障状況を正確に把握し、当該多重スライド式自動ドアの製造業者、施工業者、販売業者にも連絡すること。

11. 多重スライド式自動ドアによる負傷事故や安全上の重大な故障等への対応

負傷者の安全確保と二次的事故の防止

多重スライド式自動ドア装置の管理者は負傷事故や安全上の重大な故障等が発生した場合は負傷者の安全を確保すると共に、二次的な事故が起こらないような処置を行わなければならない。

依頼先業者の把握

多重スライド式自動ドアの管理者は当該多重スライド式自動ドアの製造業者、施工業者、販売業者などの連絡先を正確に把握しておくこと。

保証書の保管

多重スライド式自動ドアの管理者は施工業者などからの保証書、取扱説明書などをいつでも分かる場所に保管しておく。

故障発生状況の正確な伝達

多重スライド式自動ドアの管理者は事故・故障状況などが発生した場合、故障状況を正確に把握し、当該多重スライド式自動ドアの製造業者、施工業者、販売業者にも連絡すること。

事故状況の記録、保管

多重スライド式自動ドアの管理者は負傷事故や安全上に関わる事故が発生した場合、事故状況を正確に

記録し、保管すると共に、当該多重スライド式自動ドアの製造業者、施工業者、販売業者にも連絡すること。

警察署への届出

事故発生の状況を確認して、所轄の警察署に届け出ること。

自動ドア用語の解説	
多重スライド(横引き)式自動ドア装置	駆動装置・制御装置・検出装置を備え、複数のドアを連動して水平方向に直線的に動作する、開閉装置をいう。
検出範囲	自動ドアの出入口を通ろうとする通行者を検出することを目的とした、センサの検出する範囲をいう。
通行動線	自動ドアの出入口を通過する人の方向及び軌跡を表す線をいう。
視認性	目視により、物体の存在が確認できることをいう。
縦枠	FIX 部の戸袋側にある立て柱及び、開口部と戸当たり側にある戸当たりの柱のことをいう。
中間方立	開口部とFIX部の中間部にある立て柱をいう。
有効開口幅	自動ドア出入口の開口部の、通行が可能な幅をいう。
R面	表面に鋭角がなく、曲線の仕上加工をされている面のことをいう。
強化ガラス	ガラスを熱処理して強度を上げたもので、衝撃に強く、破損した場合には、粒状になり、人体に接触した場合、被害を軽減させる。 (安全ガラス)
合わせガラス	ガラスとガラスの間に樹脂フィルムを挟み、接着したもので、ガラスが割れても落下や飛散を防ぎ、被害を軽減させる。(安全ガラス)
起動センサ	人や物を検出して、自動ドアの制御部に信号を送るセンサをいう。
補助光線センサ	起動センサの検出範囲を補う光線センサをいう。
存在検出	自動ドア走行部の静止物体を検出する。
FIX / 戸袋	固定された建具をいう。引戸方式の場合は戸袋がこれにあたる。
戸袋センサ	戸袋側を監視し、監視区域内に入った人や物を検出した場合、音、音声アナウンス、光などで注意を促したり、ドアの速度を制御したりするためのセンサをいう。